第百条の四第六項	、第三項	、沖縄特別措置政令第五十六条の十第二項において準用する第三項
	第一項各号	同条第一項各号
	又は第三項	又は同条第二項において準用する第三項
第百条の四第七項	前各項	沖縄特別措置政令第五十六条の十第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項
	第一項各号	同条第一項各号

（機構への事務の委託）

第五十六条の十一　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第五十六条の九の規定により法第百四条第四項に規定する者とみなされた者について適用する第五十六条の五第四項の規定による老齢厚生年金等の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2　厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（同項において「沖縄特別措置政令」という。）第五十六条の十一第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「沖縄特別措置政令第五十六条の十一第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　日本年金機構

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第五十九条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十七条中「第三条の二の三」を「第三条」に改める。

第百三条中「）第八十三条の二第一項」と」の下に「、「社会保険庁長官」とあるのは「厚生労働大臣」と」を、「年四分」と」の下に「、同条第二項中「社会保険庁長官」とあるのは「厚生労働大臣」と」を加える。

第百十五条を次のように改める。

第百十五条　削除

第百二十条中「第三条の二の三」を「第三条」に改める。

（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正）

第二十七条　公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一厚生労働省の項を次のように改める。

厚生労働省	都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次の各号のいずれかに該当するもの 一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、家内労働法（昭和四十五年法律第八十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三章第四節の規定に限る。）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）又は特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。労働保険特別会計に係る部分に限る。）の施行に関する事務（雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第一条第一項に掲げる事務を除く。）に関連する事項 二　労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項	都道府県労働局長

別表第二厚生労働省の項中

別表第一厚生労働省の項事項欄第一号に掲げる事項	一の都道府県労働局の管轄区域	都道府県労働局長
地方社会保険事務局の所掌事務に関連する事項	一の地方社会保険事務局の管轄区域	地方社会保険事務局長

を

別表第一厚生労働省の項事項欄第一号に掲げる事項	一の都道府県労働局の管轄区域	都道府県労働局長
地方社会保険事務局の所掌事務に関連する事項	一の地方社会保険事務局の管轄区域	地方社会保険事務局長

に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十八条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条第一項中「管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十八条第一項中「（以下この条」の下に「及び第十九条の三第一項第三号」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。